産 業 技 術 総 合 研 究 所

第 10120000-B-20260623-001 号
令 和 ８ 年 ６ 月 ２４ 日

経済産業大臣
赤澤 亮正 殿

国立研究開発法人産業技術総合研究所
監事 大橋 裕子
監事 米山 千佳子

令和７事業年度監査報告の提出について

上記の件について、国立研究開発法人産業技術総合研究所監事監査規程第 23 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

別紙

監　査　報　告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第４項及び同法第 38 条第２項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）の令和７事業年度（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）の業務運営、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書。以下同じ。）及び決算報告書並びに連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及びこれらの連結附属明細書。以下同じ。）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

Ⅰ 監査の方法及びその内容

この監査報告は、以下のプロセス・方法に基づき、産総研の当該事業年度に係る業務運営、事業報告書並びに財務諸表等（財務諸表、決算報告書及び連結財務諸表をいう。以下同じ。）の監査を行い、作成した。

１.監査計画の策定と監査準備等

令和７事業年度監事監査計画に基づき、理事長、理事、執行役員、事業組織の所長、監査部門、評価部門等その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び効果的かつ効率的な監査実施に向けた環境の整備に努めた。

産総研の業務運営としてミッションの達成に向けた効果的かつ効率的な業務運営の確保を目的としつつ、中長期目標及び中長期計画等に基づき実施される業務の実施状況、理事長の意思決定の状況、理事長による内部統制システムの構築・運用状況、ガバナンス強化・コンプライアンス推進状況等を監事監査上の主たる観点とした。成果活用法人である株式会社 AIST Solutions（以下「AISol」という。）については、役員及び社員（以下「役員等」という。）から報告を受ける等により同社のガバナンス、運営状況の動向を確認した。

また、令和７年度計画並びに産総研及び AISol（以下「産総研グループ」という。）の第６期経営方針に基づくアクションプランが着実に実行されているかを考慮した。

２.職務の執行状況等調査

理事会、グループ経営会議/執行会議とその他重要な会議等に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、理事、執行役員、領域及び関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の説明を受けた。また、AISol

の役員等からも経営状況について定期的にヒアリングを行った。

３.監査の実施と通則法に定める書類及び理事長決裁に係る法人文書の調査

産総研の各組織における業務の運営、財産の状況等の調査及び経済産業大臣に提出する書類の調査を実施した。また、理事長決裁に係る全ての法人文書及び規程の新設・改正に係る法人文書を調査した。

４.内部統制システムの整備及び運用状況の調査

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、産総研法又は他の法令に適合することを確保するための体制及びその他産総研の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、その整備及び運用の状況を役職員等から報告を受けた。また、個々の運用状況について監査等を行った部署[1]から監査結果の報告を受けた。

AISol についても役員等から同社の内部統制システム、運営状況等の状況説明を受けた。

５.会計監査人監査の適正性等調査

令和７年度に係る事業報告書、財務諸表等を検証するに当たって、事前に会計監査人による監査計画と重点監査項目の説明及び期中での経過報告を受け、意見交換を実施した。

期末監査の実施時においては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けた。

会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項[2]の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

Ⅱ 監査の結果

１.産総研の業務が、法令等に従い適正に実施されているか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかについての意見

産総研の業務は、関係諸法令及び産総研業務方法書その他の諸規程等を遵守の上、第６期中長期計画及び令和７年度計画に従い適正に実施され、効果的かつ効率的に実施されてきたものと認める。

[1] 監査室（内部監査）、情報セキュリティ部（個人情報保護に関する監査、法人文書点検、情報セキュリティ監査）、研究インテグリティ・コンプライアンス推進部（安全保障輸出管理監査）

[2] 同様の事項は、①独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、②監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項、③会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項をいう。

特に、令和７年度は大規模な組織再編を行い、また、再構築した基幹業務システムによる業務も本格稼働したが、中長期計画に沿って産総研の運営は重大な支障なく継続された。

令和７年度計画を達成し、第６期中長期目標に向けて着実な事業の進捗がみられたものと考える。

また、産総研の職員及び契約職員を対象としたエンゲージメント調査では、総合スコアが徐々に上がってきており、今後も同調査等から課題を抽出しながら組織のパフォーマンスを引き上げていくことが望まれる。

令和７年度における主な取り組みとして、以下の活動があげられる。

（１）世界最高水準の研究成果の創出及びその成果の着実な社会実装

①産総研の総合力を活かした融合研究の強化

産総研の総合力を活かした融合研究を強化し、エネルギー・環境・資源制約への対応、人口減少・高齢化社会への対応、レジリエントな社会の実現、その他の社会課題の解決や産業競争力強化に貢献する研究開発を推進した。

成果として、無人選別システムによる廃小型家電からのレアメタル回収に関する技術開発とその社会実装、環境負荷の高い NOx の抑制に成功した水素エンジンの開発、これまでにない原理で標的タンパク質を検出できる技術開発等がある。

②重点政策に対応した戦略的研究開発と世界的な拠点の強化

政府の産業技術・イノベーションや経済安全保障に関する政策等に対応し、AI、量子、半導体、GX、マテリアル DX、バイオものづくり等について、戦略的研究開発を実施した。また、量子・AI 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター（以下「G-QuAT」という。）を本格稼働し、国内外の多様なパートナーとの連携に取り組んだ。

成果として、生成 AI 品質マネジメントガイドラインの発行、ペロブスカイト太陽電池の耐久性の向上に寄与した添加剤の開発等がある。

特に量子関連については、G-QuAT 本部棟を竣工し、量子・古典融合計算基盤 ABCI-Q による企業が主体となったユースケースの創出支援を可能にするプラットフォームサービスも開始するとともに、量子コンピューター用デバイス材料の低温評価手法を開発する等の成果があった。

③将来の社会実装につながる先端的技術シーズの創出

イノベーションを連続的に創出していくため、今後、顕在化し得る技術的課題を予測し、様々な時間軸での社会実装を見据え、先端的な研究開発

や高度な技術・ノウハウを必要とする研究開発等を推進するとともに、将来の社会実装につながる革新的な技術シーズを創出するための基礎研究を行った。

成果として、加齢に伴う炎症が組織修復遅延の主要因であることを明らかにしたこと、5G/6G 帯域における電波検出器として国内初の製品化につながったミリ波・テラヘルツ波用パワーセンサの開発、ノコギリカメムシの特定の菌を培養するための共生器官の発見、「秒」の定義改定に向けた光格子時計の高精度化等がある。

また、ボトムアップ型の融合研究を支援する「創発型融合研究支援事業」を設立し、新たな技術シーズの創出やコア技術強化等を推進した。

④共同研究強化とスタートアップ創出を通じた社会実装の加速

企業との連携推進組織である冠ラボについて、企業の連携ニーズに機動的に対応できるよう制度見直しを行い、AISol と一体となり、産総研と複数者連携による冠ラボ設立を含め、大型の共同研究等を増やした。外部連携活動の拡大を進めた結果、目標としていた民間資金等獲得額を達成した。

なお、スタートアップの創出については、技術とマーケット双方の観点を重視しながら、AISol スタートアップ[3]２件を認定している。

⑤産総研がけん引する地域イノベーションの推進

地域センター及びつくばセンター等の各拠点と AISol が一体となり、地域のステークホルダーとも連携しながら、地域経済をけん引する企業等へのアプローチを強化した。

さらに、企業ニーズを核として、産総研と地域大学が持つ研究シーズを用いた共同研究等を実施するブリッジ・イノベーション・ラボラトリ（以下「BIL」という。）として、米沢市・山形大・産総研融合材料サステナブルプロセス BIL を新たに整備し、拡充した。

なお、AISol は、地域センターに社員を常駐させる体制を取りつつある。地域センターの産学官連携推進室との間で連携を進めることにより、地域イノベーションに対する効果が更に上がることが期待される。

（２）企業、大学等の取組支援を通じたイノベーション基盤の強化への貢献

①オープンイノベーションの活性化と地域企業の技術力向上への貢献

産業界のニーズや技術動向等を踏まえ、コンソーシアム等の活動の拡

[3] 社会課題解決への貢献、技術的競争優位性、市場性、産総研とのシナジー等の観点から産総研グループの経営戦略に照らして相応と判断されるスタートアップ企業を、AISol スタートアップと認定

充・強化を推進した。
　成果としては、産総研が主導する戦略的都市鉱山開発拠点コンソーシアムの会員企業が産総研で開発した世界初の無人選別システムの実証プラントの設置・稼働、つくばセンターの SURE 技術普及推進センターの開所等がある。
　また、公設試験研究機関と連携し、地域企業の課題に技術的な支援を行うとともに、大学との連携については、産総研と大学の研究者間ネットワーク構築や、社会実装につながる技術シーズ等の創出に向けた大学連携の構築を推進した。
　その他、RD20 国際会議、世界研究機関長会議、台湾工業技術研究院とのシンポジウム開催等によって、海外有力機関とのネットワーク構築を促進した。

②標準化活動の一層の強化
　標準化専門人材が主導し、研究初期段階からの標準化戦略の策定や国際標準化の支援等を行った。また、職員の標準化への取組を啓発するために、将来的に標準化活動を担う人材を育成するためのセミナーや研修を実施した。
　成果としては、国際標準化委員会等の議長、コンビーナ、規格審議に係るエキスパートを派遣した他、量子技術の標準化に関する国際的ワーキンググループの主査に職員が就任する等、量子技術の国際的なルールづくりを日本がリードするための体制作りに貢献する等した。

③国内外の技術インテリジェンス機能の強化と政府の政策立案への協力
　産総研の知見を活かした技術調査を行い、研究情報等を体系化する体制を構築した。
　成果として、行政ニーズに適切かつ迅速に対応した経済産業省のフロンティア重点領域の課題決定への貢献、エマージングテクノロジー調査報告書を更新し産総研内の研究開発プロジェクトの創出等に活用したこと等があげられる。

④知的基盤等の維持・整備・拡充の継続
　知的基盤整備計画に沿って、地質図幅等を系統的に維持・整備・拡充、地質資試料の整備・管理、地質情報デジタルデータ化の加速等を遂行した。また、同計画に沿って、物理標準等を整備するとともに、整備済みの計量標準については業務の合理化・効率化を推進した。
　その他、国際度量衡委員会の放射線諮問委員会第一部会会議及び国際公

開ワークショップを日本国内で開催したこと、カーボンフットプリント等の算定に役立つデータベースであるAIST-IDEAのVer.3.5を構築し、AIScと共同開発したWebシステムを用いて提供の開始等を行った。

⑤ものづくり基盤加工技術の革新と普及

ものづくり基盤加工技術の革新・普及に向け、知識基盤となる加工技術データベースの拡張を進めた。ものづくり創造コンソーシアムにおいて、大学及び企業との共同研究を開始するとともに、人材育成につながる知識基盤整備に向けて、技術セミナーを開催した。

⑥企業の研究開発活動に貢献する研究設備の整備・提供

産総研の研究設備の提供を継続し、利用窓口を一元化したワンストップ対応により、手続きの短縮、企業の要望への柔軟な対応を実現した。

さらに、G-QuATの設備等を共用設備として運用可能な状態へと整備し、G-QuAT 本棟の貸し出しオフィススペースには量子関連企業・団体を誘致する等、量子技術の研究開発の推進や連携の拡大、事業化に向けて環境構築を行う等した。

（３）我が国のイノベーション・エコシステムの中核となる競争力のある研究所の運営

①産総研の研究開発力をより一層向上させる運営体制の構築

産総研の研究を戦略的に実施できる体制を構築し、管理するための組織として、研究戦略本部を設置した。

さらに、同本部に融合研究を強化するための７つの実装研究センターを設置した。また、量子分野に関して国のイノベーション戦略に対応するために所内連携や外部プロジェクトの実施等を支援する量子技術連携推進室、研究と実装の間にある実証・スケールアップ研究をサポートするエンジニアリング部、AIScプロデュース事業本部スタートアップ部と連携してスタートアップ創出を支援する連携推進企画室スタートアップ推進グループを新設した。

②有為な専門人材の確保

重点研究分野における戦略的な人材確保に努めた。

修士卒研究職については、内定段階での交流会の実施、育成責任者への支援強化等体制の充実を図り、職場への早期定着と円滑な適応のための支援を推進した。

エンジニアリング人材は、生産技術に係る人材を中心とする採用を進め、

研究現場の体制との適合性を考慮した配置を行うことで早期の戦力化を図った。さらに、多様な年齢・経験層のエンジニアリング人材が長期的に成長・定着できるように新たな職制等を設ける等、処遇の整備も進めている。

その他フィジカル AI 技術の社会実装等をけん引できるプロジェクトマネジメント人材、G-QuAT の技術職等を採用した。

③研究開発成果等の的確な対外発信によるブランディングの強化

産総研ブランドガイドラインを整備・公開し、領域・地域拠点パンフレットのデザインをガイドラインに準拠して統一的に刷新する等した。

ステークホルダーが産総研の発信する情報に触れる機会を高めることを目的に、クロスメディア戦略として情報発信手段を相互に連動させ、戦略的に情報発信を行った。

産総研グループの価値を発信していくため、最新の研究成果等を展示する「AIST-Cube」は、ターゲット層を明確にし、連携協議や採用活動のために活用した。

（４）研究 DX の推進

情報プラットフォームの整備や学習コミュニティ支援による自律的な学習を促す仕組みづくり、ロボット等の導入による所内の実験自動化への支援等を通じて、産総研全体の DX を推進した。

（５）ガバナンスの有効性確保

①コンプライアンスの推進

令和７年度においては、産総研のガバナンスに関わる重大なコンプライアンス事案は発生していない。

全般的なリスク事案については、毎週開催されるコンプライアンス推進委員会に報告され、対応策及び再発防止策を協議、実行している。

内部監査等については、合規性、有効性、効率性の観点から抽出した課題について監査対象部署に指導を行い、おおむね改善されていることを確認するとともに、制度所管部署等への情報共有と改善提案等を行った。

②安全管理機能・意識の向上

安全に係る所内ルールの周知が図られており、産総研内にプリンシプルベースによる安全管理が定着してきている。令和７年度は重大な事故は発生していない。引き続き、重篤な労働災害を防止するためにルールの厳守を求め、職員等自身の安全意識の維持向上が望まれる。

また、想定される複数の災害等（重大なセキュリティインシデントを含む。以下同じ。）への対応を整理した上で所内体制の基本方針等を定めた国立研究開発法人産業技術総合研究所業務継続計画を改定した。さらに、改定作業と並行して、パンデミックを想定した机上訓練、サイバー攻撃を想定した机上訓練等を行った。同時に緊急時における連絡体制、災害等発生時における所内体制についても見直しを行い、災害等発生時に柔軟な対応ができる体制構築を行った。

③情報セキュリティ対策

ゼロトラストセキュリティの確立に向けて令和６年度に導入したクラウド型セキュリティサービス（SSE システム）を産総研内のネットワークにも延伸して、所内所外を問わないセキュリティシステムを構築し、インターネットサービス利用時のセキュリティを強化した。

なお、通信ネットワーク、クラウドサービスその他の情報資源の利用なくしては、日々の業務が行い難くなっており、今後も不断の見直し、強化が望まれる。

また、令和７年度においては産総研全体に影響を及ぼすような重大なセキュリティインシデントは発生しなかったが、禁止ソフトウェア又は要許可対象のソフトウェアの無許可のインストール等が引き続き発生している。これらは重大なリスク事象に繋がりかねず、産総研の情報資源にアクセスする者すべてに一層のセキュリティ意識の向上が求められる。

④研究セキュリティ・インテグリティの確保

経済安全保障の観点において特別な管理を必要とする重要技術情報等について研究ユニット等へのヒアリングや現地確認を実施する等、重要技術情報等の指定及び管理を推進するとともに、「コンプライアンス推進月間」における特別研修やオンラインセミナーを活用し、重要技術情報等管理の重要性の認識向上を図った。さらに、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」の運用に関するガイドラインに従い、情報保全のための施設の整備を行った。

（６）人材育成、ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョンの推進

①人材の拡充・育成

多様で優秀な人材を獲得するため、研究職、事務職等それぞれの職種において、引き続き新卒、修士卒、経験者等のキャリア採用、カムバック採用等、様々な形態及び手法で機動的に採用している。

キャリアプラン調査を通じて個々の職員のスキルや意向を把握し、配置

への活用を行う等しているが、「キャリアパスを描ける環境」の構築は引き続き課題と考えられ、各部署における重要ポストの抽出、要件の定義等を進めていくことで、職員等の自律的なキャリア形成意識の醸成が進むことを期待する。

また、令和５年度から定年延長とともに役職定年制度が導入されており、役職定年後の雇用期間は徐々に長くなる。役職定年を迎えた者も「働きがい」を見出し、その知見を活かして、産総研のパフォーマンスの向上に資することを期待する。

②ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョンの推進

産総研が目指すイノベーションの連続的創出には、産総研に関わる全ての人材が最大限に能力を発揮し活躍できる組織であることが不可欠という認識の下、令和７年度は、産総研の目指すダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン（以下「DEI」という。）について定義・周知するとともに、DEI に係る各種セミナー等を通じて DEI 風土の醸成を行った。また、外国人材支援策検討アンケートの結果から得られた課題に対し、支援策を実施した。

なお、新規採用研究職員における女性研究者の累積比率（第６期中長期計画の期間）は 20%以上維持とする目標において、当該事業年度の採用比率は 22.7%となり、修士卒採用強化は女性研究者の採用にも有効であったと考える。

（７）研究施設の整備

業務上の安全性への影響が大きい施設・設備を優先的に改修した。
また、水流量標準施設、北陸デジタルものづくりセンターの新棟等を建設した。

（８）業務の電子化・業務の効率化

財務会計システム、勤怠管理システム等を再構築し、稼働させた。業務の効率化については、事務手続きの負担軽減に向けて業務改善に取り組むとともに、取組を産総研全体に展開することで組織全体の業務改革を推進した。

また、生成 AI 等の新技術を活用した業務 DX 推進に向けた体制構築を進め、生成 AI を安全に利用するため、入力可能な情報区分やプロンプト作成時、生成物の取扱いに関する留意事項等を定めた「生成 AI システム利用ルール」を策定したうえで、全所的な導入・利用を開始している。

産総研全体として運営費交付金に係る経費の効率化目標（前事業年度比

1.36%以上の効率化）を達成している。

２.内部統制システムの整備及び運用についての意見

当該事業年度の業務運営における内部統制システムの整備及び運用は適正に実施されているものと認める。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

３.産総研の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

４.財務諸表等についての意見

（１）財務諸表等（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、産総研の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

（２）利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

（３）決算報告書は、予算区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

（４）会計監査人は、財務諸表等（利益の処分に関する書類（案）を除く。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、産総研の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める旨の「無限定適正意見[4]」を付している。会計監査人は、利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているもの、事業報告書（第21期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、産総研の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているもの、決算報告書は、予算区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認めている。

[4] 無限定適正意見とは、財務諸表監査等の監査人による監査において表明される意見の一つで、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施した結果として、監査対象となった財務諸表等について重要な虚偽記載等が発見されず、記載内容が妥当であるという相当の心証を得た場合に表明される監査意見をいう。

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査については、監査の方法及びその内容、会計監査の結果報告は相当であると認める。

５.事業報告書についての意見

令和７年事業報告書は、法令等に従い産総研の業務の状況を正しく示しているものと認める。

６.監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

該当事項なし。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

１.総論

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府及び行政改革実行本部等からの要請（給与水準の適正化、産総研の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示及び公益法人等への会費等支出等）に係る措置については、それぞれ適切に対応されているものと認める。

２.個別事項

（１）給与水準の適正化

産総研の役員の報酬等については、その役員の業績が考慮されなければならないとする通則法第 50 条の２の趣旨を踏まえ、理事長の業績反映額は、経済産業大臣の業績評価により、また、その他の役員にあっては経済産業大臣の項目別の業績評価及び業務に対する貢献度を総合的に勘案し決定されており、その報酬水準は妥当であると認める。

また、職員の給与等についても、その職員の勤務成績が考慮されなければならないとする通則法第 50 条の 10 の趣旨を踏まえ、人事院の給与勧告等を考慮して決定するとともに、毎事業年度行う目標設定管理型短期評価による業績評価等を踏まえ決定されており、その給与水準は妥当であると認める。職員の給与水準の適正化に係る具体的な改善策と数値目標を内容とする取り組みについては、着実に実施されてきたことにより、令和７年度においては、①事務・技術職員は対国家公務員指数 98.4（前事業年度 99.4）、②研究職員は対国家公務員指数 104.7（前事業年度 104.1）となっている。

（２）理事長の報酬水準

理事長は、産総研の高度で多様な業務を総理し、世界最高水準の研究と

その成果の橋渡しをするために、幅広い知識と経験による高いマネジメント能力とリーダーシップを発揮し、牽引することが求められる。

理事長の報酬は、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）による要請を継続して踏襲し、国家公務員指定職俸給表の事務次官の給与の範囲内としていることから、報酬水準は妥当であると認める。

（３）契約の適正化（随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況）

産総研に設置している契約監視委員会（令和７年 12 月 23 日及び令和８年６月 23 日開催）において、産総研全体の随意契約の妥当性及び一般競争入札等の契約の点検及び令和７年度調達等合理化計画の実施状況の点検、令和８年度同合理化計画策定の点検並びに特定国立研究開発法人特例随意契約の実施について審議するとともに、必要な情報の提供を求めてきた。

産総研は、ガバナンスの更なる強化に努めており公平性、透明性、競争性の確保の向上への取り組み、適正な検収、不祥事発生の未然防止・再発防止のための取り組み等、適切な随意契約や一者応札・応募の低減に向けた取り組みを継続している。

（４）保有資産の見直しについて

土地、建物等の保有の必要性について、令和７年度においても見直しを実施し、毎年度策定している施設整備計画（令和７年度改訂版）へ反映していることを認める。

（５）産総研の情報開示等について

産総研の情報開示については、国民の情報へのアクセスを容易にするため産総研のウェブサイトに、①附帯決議等をふまえた総務省通知に基づく情報公開の項目の他、②独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく公表事項、③独立行政法人通則法に基づく公表事項、④法令、ガイドライン、その他による公表事項に区分し、適時適切に開示していることを認める。

（６）公益法人等への会費の支出について

行政改革実行本部において決定された「独立行政法人が支出する会費の見直し」において規定されている、見直しの基本原則及び会費の見直し・点検の趣旨を踏まえ、公益法人等に対する会費の支出の是非を判断しており、また、会費（年 10 万円未満のものを除く。）を支出した場合は、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、金額等の事項を産総研のウェブサイトにお

いて公表していることを認める。

Ⅳ その他

1. 組織再編・基幹業務システム再構築について

第６期中長期目標期間は、産総研の総合力をより一層発揮する研究体制のあり方やエンジニアリング機能の強化、研究セキュリティ・インテグリティの確保等において現行の研究組織及び本部組織の見直しが必要との観点から令和７年４月に組織体制を見直した。また、更なるコーポレート部門の機能強化、職員サービスの充実を目指し７月に本部組織を対象として組織の再編を行った。職員等が業務の所管部署確認に時間を要する等、当初混乱は生じたものの、組織運営に影響を及ぼすほどの大きな支障は見られなかった。

基幹業務システムも令和６年度中に多くのシステムを再構築し、それらが令和７年度から本格稼働した。基幹業務システムについても組織運営に支障をきたすような障害は発生しなかったが、稼働後も利用者からの問い合わせ、改善要望等があり、所管部署はそれらに地道に対応を行ってきた。

このように業務推進体制と執務環境の整備を同時に刷新した中で、組織運営が日々安定して継続されていることは、役職員等がそれぞれに尽力した結果であると考える。

一方で、この体制及びシステムが目的に叶ったものとなっているか等については、経年的に確認をする必要があるとも考える。

Ⅴ 監査報告を作成した日

令和８年６月 23 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

監事　　大橋　裕子

監事　　米山　千佳子